

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年5月8日（月） 午前9時25分～午前10時4分					
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員						
1	菊地定邦	2	白居 裕	3	尾山満則	4	台越正洋
5	松本 強	6	菊地正夫	7	幸野登吉	8	上田健二
		10	山首憲市	11	沖田辰夫	12	石岡猶一
13	宮浦 実	14	矢野吉信	15	松長清雄	16	橋本英司
17	小川 健	18	水本福泉	19	丸井幸造	20	山本多喜男
21	垣見正志	22	西内清信	23	大本昭裕	24	武知 明
25	堀井一男	26	富永眞二	27	坂 幹 幸	28	浅野誠司
29	竹林 均	30	土居 敏	31	永見計夫	32	上田栄一
33	西野洋一	34	吉岡きみ子	35	川本由紀美	36	城本豊子
37	上川千代香						
④	欠席委員	9	矢野正祥				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第34号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告 について					
		議案第35号 非農地証明について					
		議案第36号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第37号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価について					
		議案第38号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画につ いて					

事務局（局長）	只今から平成29年第5回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は37名中36名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、9番 矢野正祥委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、34番 吉岡さき子委員並びに35番 川本由紀美委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、徳森字野久保外1筆の土地、田1筆409㎡、畑1筆687㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び果樹の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、平野町野田の土地、畑1筆、566㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹等の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦及び母が必要な期間従事しています。</p> <p>3番、松尾の土地、畑2筆・3、853㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農事組合法人が取得するもので、法人要件も確認しております。</p> <p>4番、肱川町名荷谷の土地、田3筆・3、867㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦及び子が必要な期間従事しています。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしく願います。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
4番	1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

この案件は徳森と新谷の農地が申請地となっておりますが、私の方で説明させていただきます。

当案件は、親族である譲受人に対して贈与するものです。

申請地は、松ヶ花交差点から南東に約700mにある畑1筆と、同じく松ヶ花交差点から東に約200mにある田1筆になります。田については、良好に耕作されていますが畑については若干遊休化しております。取得後は整備し、果樹を植える計画になっています。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

5番

2番案件について、4月24日に現地調査を行いましたので、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

2番案件は売買による所有権移転となります。

申請地は、JR平野駅の南西に約700mにある畑です。

譲渡人は、現在、河辺地区で土木業を営んでいますが、今回申請地に隣接する住宅を購入することになり、周辺の農地などもまとめて購入したいとの意向があり、両者の思わくが一致したことから今回の申請に至っております。現地調査のうちに、一部竹が進入していましたが、伐採しまして果樹園として管理するとのことであります。

譲受人は、必要な期間、農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番。

7番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が現在借り受けている農地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、国営松尾平野団地の畑2筆です。申請地も含めて周辺は譲受人となる法人が耕作をしております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)	続きますして、4番。
27番	<p>4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、元の正山小学校の北約1kmにある田3筆で、売買による所有権移転になります。</p> <p>譲受人は、申請地の近くに住んでおり、規模拡大のため取得したいとこのことで今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、年間を通して農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
19番	議案説明資料の3ページの第5号関係の申請地の面積についてですが、3, 853㎡の誤りではないでしょうか。
事務局 (専門員兼農政係)	記載誤りです。申し訳ございませんでした。3, 853㎡に訂正をお願いいたします。
議 長 (会長)	他にご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (主査兼農地係)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の5ページから13ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、豊茂の土地2筆です。</p> <p>申請地は、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから杉を植林するものです。</p> <p>本案件につきましては、今年2月の第2回定例総会におきまして農用地区域除外についてご審議いただきました案件で、農振法11条公告が</p>

なされています。

除外後の農地区分につきましては、申請地から、おおむね300m以内に豊茂連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、本案件は今年の第2回定例総会におきまして、地元委員さんにご説明いたしましたとおり、平成元年頃に植林されており、このことについて始末書を提出されております。

この件につきましては、県へ違反転用事案報告書を提出する予定であります。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料5ページをご確認いただけたらと思います。

2番、河辺町横山の土地3筆です。

申請地は、山間部の農地で、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことから杉を植林するものです。

本案件につきましては、今年2月の第2回定例総会におきまして農用地区域除外についてご審議いただきました案件で、農振法11条公告がなされています。

除外後の農地区分につきましては、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料9ページをご確認いただけたらと思います。

以上、2件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

23番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の5ページから8ページをご覧ください。本件につきましては、今年2月に開催されました第2回定例総会の「議案第15号農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件でございます。調査の結果、第2回定例総会においてご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと考えております。

次に、一般基準の転用の確実性につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、一部、違反転用しており、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地の周囲は山林で囲まれておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものと考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、2番。

29番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の9ページから13ページをご覧ください。本件につきまし

ては、今年2月に開催されました第2回定例総会の「議案第15号農業振興地域整備計画の変更について」において、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件でございます。調査の結果、第2回定例総会において説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと考えております。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長） 只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の14ページから18ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、307㎡の案件は、賃貸住宅に居住しているが、子供も成長し手狭で不便であることから、新たに自己住宅を建築するため、父からの贈与により申請地を取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから18ページを参考にしてください。

申請地は、西大洲地区です。大洲市中心部から西に約2km、市立大洲病院の西側約100mに位置する農地です。3方は住宅地と市道に接し

て南側は農地に設けています。

立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおり第2種農地であり、特に問題はないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び金融機関からの融資にて着工したいとのことで、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、地番地目図をご覧ください。南側に農地がありますが、造成の際には土留工を設けて土砂の流出を防ぐ計画ですので、特に問題ないものと思われま

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はござい

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はござい

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第34号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」を議題といたしま

事務局
（専門員兼農政係）

議案第34号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明しま

議案書4ページと併せて、議案説明資料19ページをご覧ください。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました『株式会社トリプルウィン』について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を議案書「報告内容」欄の記載順にご説明しま

①「法人の組織」は、株式会社・持分会社・農事組合法人・特例有限会社のいずれかであること。

②「事業の限定」は、主たる事業が農業と関連事業であり、双方の売上高が全体の過半を占めていること。

③「構成員・議決権の資格」は、法人の農業関係者（常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等）の議決権が総議決権の2分の1以上あること。

④「経営責任者の要件」は、執行役員数の過半数が農業常時従事者で、役員又は重要な使用人のうち1人以上が年間60日以上農作業に従事していること。

以上の4点が確認事項となっています。

株式会社トリプルウィンは、平成22年に設立され、主に野菜等の青果物の販売及び農畜産物を原材料とする食料品の製造販売などを行っています。

①の「法人組織」は株式会社、②の農業及び関連事業の売上高が全体売上

議 長 (会長) 高の過半を占めていること、③の「構成員・議決権の資格」は2分の1以上であること、④の「経営責任者の要件」は執行役員全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事していること。
 以上のおお、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のおお、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。
 ご審議をお願いします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
 委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議はございませんか。
 委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。
次に、議案第35号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。
 議案第35号「非農地証明について」ご説明申し上げます。
 議案書5ページ並びに別紙議案説明資料の20ページから25ページまでを併せてご覧ください。
 1番、田口の土地、76㎡の案件は、その他適法な転用ということで申請があつたものでございます。
 申し出によりますと、申請地は、昭和48年頃、農業用の物置を建て、その後現在に至るまで使用しており、適法な転用にあたるとのこととございます。
 2番、平野町野田の土地、203㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し、復旧が著しく困難ということで申請があつたものでございます。
 申し出によりますと、申請地は、昭和50年頃から耕作放棄しており、私が相続した後も遠隔地に居住しているため管理困難で、自然潰廃して木竹が繁茂し復旧が著しく困難となつたとのこととございます。
 以上2件、2筆、279㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番 それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。
 議案説明資料の20ページから22ページを参考にしてください。
 申請地は、21ページの位置図のように市立大洲隣保館から市道を挟んで東隣りに存する農地です。
 申請によりますと、申請地は、昭和48年頃、農業用の物置を建築し、その後現在に至るまで、その用地として利用しており、その他適法な転用にあたるとの申し出です。

	<p>申請地は、申請者の申立、国土地理院の航空写真、近隣住人の証言を総合的に検証・判断すると、本件土地は少なくとも昭和50年頃から農業用倉庫（物置）として利用され、現在に至っているものと認められました。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、2番。</p>
5番	<p>2番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の23ページから25ページとなります。</p> <p>申請地は、24ページ、25ページの位置図のとおり、JR平野駅から南西に約700m程の所にあります農地でございます。</p> <p>本日の議案31号農地法第3条の規定による許可申請につきご説明した案件に隣接する農地でありまして、その時の譲渡し人と同一人物でございます。</p> <p>申請によりますと、申請地は、昭和50年頃から耕作放棄しており、本人が相続した後も遠隔地に居住しているため管理困難で、自然潰廃して木・竹が繁茂し復旧が著しく困難となったとの申し出です。</p> <p>現地調査による樹木の生育状況から耕作放棄後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>1番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>2番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。</p> <p>3番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。</p> <p>6ページから8ページまでの、4番、5番、6番 新たに農地を借り</p>

受けて、水稻を栽培するため、使用貸借権を3年間設定しようとするものです。

7番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

8番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

9ページです。

9番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

10番 引き続き飼料を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数は、10件・16筆、利用権設定総面積、21,425㎡。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。

ご審議の程よろしくお願ひします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませぬか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第37号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と関連があるため、議案第38号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を合わせて議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。

議案第37号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」と、関連があるため議案第38号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を一緒にご説明申し上げます。

議案書10ページから20ページをご覧ください。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、本年の第4回定例総会で承認をいただいた案について、約1ヶ月間事務所及びホームページにて、地域の農業者などから意見等の募集を行う予定でございましたが、愛媛県農業会議に確認いたしましたところ、農地法改正により今年度からは農業者等からの意見等の募集は行わなくてもよいとの回答を得たことから案をそのまま平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価とし、また平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画とともに公表しようとするものです。

なお、6月末までには、県を通じて中国・四国農政局に提出する予定でございます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局から 2 議案の説明がありましたが、何かご質疑はありますか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、この活動の点検評価についてと活動計画については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。
